

名古屋市告示第348号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、令和6年名古屋市告示第500号により指定した形質変更時要届出区域の一部を解除します。

令和7年7月3日

名古屋市長 広 沢 一 郎

- 1 指定を解除する区域
名古屋市港区昭和町3番の一部
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物（土壤溶出量基準）
- 3 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課